

会 議 名	令和6年度 第1回社会的養育推進計画策定部会	
開 催 日 時	令和6年8月9日（金）午前10時から午前11時30時まで	
開 催 場 所	港区子ども家庭総合支援センター 2階会議室	
委 員	（出席者）横堀部会長、岡尾委員、長田委員、川瀬委員 （欠席者）馬淵委員	
区 関 係 者	子ども家庭支援部長 児童相談所長 保健福祉支援部 障害者福祉課長 みなと保健所 健康推進課長 子ども家庭支援部子ども若者支援課長 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 児童相談所児童相談課長 児童相談所相談援助担当課長 児童相談所相談援助担当課長	中島 博子 岡野 安成 宮本 裕介 土井 重典 矢ノ目 真展 石原 輝章 中島 由美子 菅原 正興 奥村 直人
事 務 局	子ども家庭支援部子ども政策課長	西川 杉菜
傍 聴 者	なし	
会 議 次 第	<開会> 1 報告事項 （1）港区社会的養育推進計画策定方針及び計画について （2）当事者等からの意見聴取について <閉会>	
配 付 資 料	[事前配付] 資料1 令和6年度 社会的養育推進計画策定部会委員名簿 資料2 港区社会的養育推進計画策定方針について 資料3 計画記載内容 資料3－2 計画本文イメージ 資料4 代替養育を必要とする児童数等の見込みの算出方法 資料5 計画策定における当事者等からの意見聴取 参考資料1 【国通知】「都道府県社会的養育推進計画」の策定について 参考資料2 【国通知別添】次期推進計画策定要領 参考資料3 【国資料】次期都道府県社会的養育推進計画について	
会議の結果及び主要な発言		

事務局	委員のみなさまお揃いですので、部会長、進行をお願いいたします。
部会長	時間になりましたので、令和6年度第1回社会的養育推進計画策定部会を開会いたします。 本日の出席状況、資料確認を事務局からお願いします。
事務局	本日の出席状況と資料確認を行います。馬淵委員から欠席の連絡をいただいております。定足数である過半数は確認できていますので、部会は成立しております。次に、資料の確認をいたします。 事前送付させて頂いた、次第、資料1、資料2、資料3、資料3－2資料4、資料5、参考資料1、2、3を机上配付させていただいております。こちらは8月7日にメールでお送りしたものと同じものになります。参考資料の説明はいたしません、こども家庭庁から発出されております社会的養育推進計画の策定要領等になりますので、参考にしていただければと思います。資料は以上となりますが、お手元に資料がない場合は、事務局にお知らせください。 本日の出席状況と資料の確認は以上です。
部会長	それでは議題に移ります。 まず、「報告事項（1）港区社会的養育推進計画策定方針及び計画について」です。ご説明をお願いします。
児童相談課長	児童相談課長の中島です。 資料2、資料3、資料3－2、資料4に沿いまして、説明をさせていただきます。 まず、資料2の策定方針についてです。項番2については、社会的養育が必要な子どもへの支援体制の構築となります。措置だけに限らず、措置前から措置解除後の家庭復帰や自立に至るまで、幅広い意味での支援の部分について専門性を強化するという事で、児童相談所の対応が中心になる部分についての方向性となります。 項番3については、一時保護、里親やそれから施設入所などを含むいわゆる代替養育である社会的養護のもとで暮らすお子さんたち、その家庭が安心して過ごすことができる養育環境の確保になります。 項番5の計画について、港区は様々な計画がありますが、その中での位置付けを6ページの図などにまとめております。項番6のスケジュールのとおり、最終的には2月の計画確定を目指しております。 具体的な計画のイメージをしていただくために資料3をご覧ください。下の大きな一覧表が、策定方針でお話した項番4に当たる部分です。計画のメインになる「区の具体的な取組について」のイメージを持てるように、案として具体的な取組なども書きながら落とし込んだものです。 策定方針の（1）から（3）3つのカテゴリーに分けて先ほどご説明をさせていただきましたが、それを施策1、2、3として、その下に紐づく項目を（1）から（8）まで示しています。国が策定要領の中で示している項目を漏れなく掲げていることを見ていただくために、右側に国の策定要領の中身を要約しています。該当するものを載せていますので、あわせてご覧いただければと思います。ちなみに、この表の一番右側の緑色の部分で担当課の案を書いています。また、計画に記載する具体的な取組を1つ挙げていますが、実際にはもう少し増えてくると想定しています。そして、国の策定要領に記載されているとおり、当事者の意見や、資源の必要量の見込み、評価の指標も掲載する必要がありますので、今現在のイメージを記載しています。 さらに、表だけだと分かりにくいと思いますので、本日お配りした資料の3－2をご覧ください。こちらについては、（7）「一時保護された子どもへの支援体制の強化」を例に挙げています。現状と課題として区の取組のほか、区の子どもや家庭の状況を具体的に数字等でここに記載し、さらには当事者の意見等

も掲載したいと考えております。例えば、アンケートについては量的なものとして載せることができるので傾向を示す際の根拠になると思いますし、子どもの言葉からは実際の現場で感じている状況を文章で示すなどして載せたいと思っています。

その次のページについては区がオリジナルで考えているものですが、現状や課題を踏まえて最終的に区が目指したい姿を明確に示したいと考えております。その姿を実現させるために、主な取組を挙げています。先ほどの資料3の表の中では1つだけを例に挙げていますが、このように、3つか4つぐらいは取組が挙げられると良いと考えます。

最後に、取り組むために必要な資源等の必要量の見込み評価の指標を掲載します。資源の必要量や評価の指標は、基本的には国が例示したものを示すことになっています。策定後に毎年全国で調査をして、取組の分析や評価を量的や質的側面で行っていくこととなりますので、できれば合わせたいと思っているところですが、馴染まない項目などもあります。例えば施設について、区には乳児院が2つしかないなかで、施設側の話だけではなく、施設選びや子どもにふさわしい環境に対する考えまで記載を広げて書きたいと思っていますので、区の状況に合わせた資源の必要量の見込みや評価の指標を掲載していこうと考えています。

最後に資料3の上のところに、区の社会的養育に関する状況として推計を出す部分があります。国では、代替養育を必要とする子どもの数など4つの項目について推計をするようになっています。今まで港区が準拠していた都の計画では、次期計画として、児童相談所設置区の数も含めた都全体の推計数を出すと同っています。各区もそれを踏まえて推計方法は合わせられると良いのではないかと考えているところで、先日も東京都の担当の方と少し意見を交換しました。ですが、係数などについては馴染まないものもあり、各区の実情に合わせるような場合もあって少しずれがあるのも致し方ないところがあるため、まだ結論は出してない状況です。港区としては、国の策定要領の中に示されている推計方法をベースとして算出していければと考えているところです。これをまとめたものが資料4になりますが、まだ区として結論出しているところではなくて、あくまで考え方を示しているものなので本日は参考としてご覧いただければと思います。

説明は以上になります。

部会長

ただいま、報告事項(1)の港区社会的養育推進計画策定方針及び計画について、資料2から5までを用いて事務局からのご説明をいただいたところです。では、すでにいただいている資料を用いて、委員の皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。資料2から3、4、5は続きのものになっており、またどなたがお話されても今後の計画に結びつく議論になろうかと思います。どの資料のどの部分か言ってくだされば、順序を追わなくても結構です。委員の皆様、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

A委員

実際こちらの乳児院の方ではなかなか港区からお預かりする児童がかなり少ないことが実情となっていて、今回港区としての社会的養育の計画ですけれども、東京都内の各地域からお預かりするという現状があります。この点で、東京都として足並みをそろえていただくような計画をしていただくと大変ありがたいというのが最初の意見になります。
私からは以上です。

部会長

そのほかにご意見等ありますでしょうか。

B委員

港区内の里親家庭数では現在の委託必要な措置に関わるようなお子さんの人数をカバーすることが現時点では難しいと理解しております。港区地域がエリア

的に小さいものですから、様々な事情で保護されるお子さんについて港区内の里親さんだけでは難しいケースもあるかと思っておりますので、近隣地域とどういふふうに勉強していくかということも、課題になってくると思います。特に、民間団体・斡旋団体さんからご紹介されるケース、特別養子縁組でご紹介されるケースが都内でも比較的多い地域であり、その方々の支援は遠方の団体だとなかなか近くの支援ができないので、フォスタリング機関や今後の里親支援センターがその養子縁組さんのところをどうカバーしていくのかということも、この5年の中では課題になってくるかと考えております。

また乳児院、特に一時保護がすごく増えておりまして、二葉乳児院も新宿にあります。港区さんのケースなども受け入れもしておりますが、この委託率の中にその一時保護の数字は入ってこないなかで、長期化するお子さんだと2ヶ月を超えるお子さんたちたくさんいらっしゃいますので、比較的多いこの一時保護のお子さんたちに対してパーマネンシー補償も含めてどのように支援をしていくかという点は、包括的な支援という側面でこれから必要になってくると感じております。現時点ではこれでやっていきたいと思っております。

部会長

そのほかにご意見等ありますでしょうか。

C委員

港区さんはこの児童相談所を開設して一時保護所の運営がこれからいろいろな気づきが集積していく時期かと思っております。推進計画の記載事項6の一時保護改革というところで、運営してみて、お子さんとか職員さんとか様々な声が集まってくるかと思っておりますので、タイムリーに反映されると良いと思っております。その際には地方ガイドラインや設備運営基準改定されたものがございしますので、出力としてどの程度反映できるのかということの検討もあわせて行っていただくと良いと思っております。また、港区のお子さんを港区内で保護することは少ないかと思っておりますが、港区に関わるご家庭で転居していくケースに関わったことがあります。そうしたことも含めて、広域的なご家庭や、子どものことを想定した対応、どこまでできるのかということも検討のポイントであると思っているところでございます。以上です。

部会長

港区の場合、都の動向の確認、区外との連携のあり方の現状確認をベースとして行いながら、区の資源と他の自治体との連携をこの先どう行い展開していくかが、難しいながらも計画づくりの大事な点になると私は受けとめました。

それでは、細やかなところも含めて、様々なご質問やご意見があると思っておりますので、ご説明をいただきました資料について、何か質問として確認したいことがありましたらお出しいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

D委員

では、私の方から出させていただきます。

今般も国から具体的な計画を求められていますので、この計画を作り上げるには多様な工夫がいます。どの事業につきましても、丁寧に策定要領を確認されたり、関係の資料をご覧になったりしているようですね。それぞれにつき何が求められているのか、これまでの区としての取り組みの経緯について確認をした上で、実態・実状を踏まえ、これまで以上に検討しながら今後を見定め、数字、目標値を見せていく作業になると思います。実際は計画のように実現できないのではないかとされる形を計画として描くのは現実的ではありません。ですので、こういった現状からこの先の計画づくりを始めていかれるのか、地に足ついた議論を踏まえた検討が必要になると考えています。

私自身は本日より3回にわたってこの策定部会に参画させていただくわけですが、いずれの事業計画においても、一番大事なことは子どもの安心・安全が保障できること、そしてどのような状況に在る子どもでも、港区で確かに育っていけるということ、子どもの育つ家庭の健全なあり方を模索していくことだと思います。本日は参考資料として策定要領とその関連資料をご用意いただきました。私は、参考資料3にて、スライドで概要がまとめられているものを何度も

読み込んで、少し違和感を覚えたところなどを整理しておりました。

今回の基本的な計画の考え方は、家庭養育優先原則に則った全ての子どものパーマネンシーの保障という理念の徹底と聞きます。この徹底の難しさが1つあると思います。2、30年この国でパーマネンシーという用語は、その保障という概念が一体何を示すのかという点の合意と合わせて、なかなか定着してこなかったと感じています。狭い意味での養子縁組、恒常的な親との繋がりを子どもに保障するという概念に留まらず、里親の活用も、安定的な生活環境の中で継続的に見てくれるケースワークの在り方も、今回の計画策定においては問われていると思います。今回色濃く国が打ち出した政策の特色は、在宅であっても保護者・家庭がそのパーマネンシーを保障できるようなサポートを社会的にしていくということに国が大きな舵を切ったことにあると思います。ですので、予防的支援で家庭を維持することが大きく目標として示されるなかで、具体的な取組として、たとえばこども家庭センターの設置に向けて努力してほしい、サポートプランを作りながら実直に家庭支援を展開してほしいといった内容が書かれ、従前より踏み込んだ取組が要求されていると思います。

港区においては、児童相談所設置・運営の開始、子ども家庭支援センターにおける支援、母子保健とも連携しながらの展開、そして今回新たに加わった障害分野の取組などをどのように「強化」という言葉の中で、再び描いていけるかが、宿題の核のところだと思っています。ただ、在宅家庭の要支援状態の子どもの保護者への支援は見えにくいこともあり、供給量を見込む前にニーズキャッチをしながら手広く細やかに実践化することそのものが、チャレンジ課題であり、皆様が努力して取り組んでいるところかと思っています。今日はご関係の皆様が参加されていると伺っておりますので、そのあたりの状況、さらに港区の課題のポイントについてうかがうことができたと思います。

今回、先に述べましたパーマネンシーの概念の徹底を目指すケースマネジメントについても強調されています。社会的養育全体について、マッチングアセスメントを含めて家庭支援を質的にも担保していくのか、なかなか難しい課題です。先行自治体の実践が報告されるようになってきましたので、参照しつつも、やはり港区でできることを一緒に考え、これからの課題にご意見を頂戴しながら、確認する機会があればと思い、参っております。よって、まず資料2、2ページ目の区の課題の部分、児童相談所、子ども家庭支援センターともに、親子分離の予防と子ども虐待予防と両方について、未然防止に関わる取組を、現状としてどのように連携しながらやったださっているかということ、この場で教えていただきたいと思っております。そのなかで、港区ならではの難しさがありましたら、「課題」よりも「難しさ」という言葉で私の方に投げかけていただきたいと思っております。地域特性もあると思いますので、具体的に教えていただければありがたいです。

ですので、今回の質問といたしましては、児相における取組をすすめるうえでの連携の現状、家庭支援においてどこにどういう難しさがあるのか、どういった地域性のなかで支援の努力をされているなどを、ご関係の皆様からまずご回答いただければと思います。お願いできますでしょうか。

児童相談課
長

部会長からの質問や前の話も含めて、計画における表記や視点のヒントをたくさんいただけたと、ありがたく思いながら聞いておりました。

家庭支援の強化という部分の区としての考えですが、港区だからこその強みを記載できる反面、まだ完璧とは言えない現状があると思っています。今、部署としては、母子保健、それから子ども家庭支援センターの部分、児童相談所の3つの部署が関わるような支援になってくるかと思っています。物理的には、子ども家庭支援センターと児童相談所がこの建物の中で一緒に運営していくなかで、設置以降その連携は進んできているという認識があります。ですが、母子保健の部分はみなと保健所が三田の方にございますので、どのように透明性を持ちながら迅速に一緒に動けるかというところは課題だと思っております。また、児童相談所は区民の方からみると少し敷居が高いと思っております、

	昔ながらの子ども家庭支援センターがあるから入りやすいという考えで、あえて看板を2つ出しています。運営を開設のときにもすごく議論になりましたが、港区の場合はあえて別組織でやるというやり方をされていて、区民の方にとっては良い部分もあるかもしれないですが、逆に連携が難しい部分も少しずつ見えてきていると思いますので、より切れ目のない支援はこれから肝になると思っています。そういった意味で先ほどのパーマネンシー保障というところで子ども家庭支援センターも関わるとか、みなと保健所の母子保健の担当の部分に関わるとなったときに、同じ思いの中で繋いでいくことが一番課題なのかなと思っています。それを計画でどう書いていくかということも課題かとは思いますが、逆に見えやすくなっているのです、これから関係部門で議論しながら計画の表記の中でも書けるのではないかと思います。 何かそれぞれの部署でありますか。
子ども家庭支援センター所長	児童相談所との連携の部分は、児童相談課長からもありましたが、母子保健との方との連携というところでは、健康推進課とオンラインにて、件数合同で関わっていった方がいいケースの取組の方向性などを議論した上で、これまで以上に切れ目なく支援をしていけるようなことを毎週検討しています。 また、児童相談所の方の情報を共有するというのもしておりますので、今年の4月以降は、これまで以上に第三者の連携と切れ目ない支援ができるようになっていっていると思います。
健康推進課長	我々は母子保健ということで関わっていますが、今年から行った子ども家庭センターという概念について意見等を協議しながらやっていますので、まだ試行錯誤というところもありますけれども、より議論していきながら軌道に乗せていくことがよりよいものになっていくと考えております。以上です。
D委員	今年度から新しい編成の中で連携を進めながらケースの検討などされていることを聞かせていただけてよかったです。これから関係機関を越えてケースマネジメントと一緒に手がけるとか、サポートプランなども関係機関がもろもろ意見を交換しながら、それぞれの立場でできることを模索して動かしていくといった流れがあると思います。ですので、またいずれ、それらの状況について時期が進みましたところで実施状況など知ることができればありがたいです。 今日は担当課の課長さんは不在ということですが、児童相談所と障害分野の連携について、今回、特にこの計画の策定に関係項目を入れることについて何か意識しておられることはありますか。 私自身、児童福祉審議会の部会に出席させていただく中で、家庭養育につながったお子さんが発達支援センターに通って家庭とつながっている事例や、療育の社会資源によるサポートが養育に活かされている事例などを意味深くうかがっています。ですので、この計画についてどういう風に描かれていくのかうかがいたいと思いました。また、国は障害分野の児童の入所施設における家庭的な運営も求めています、港区の児童で「ぱお」のような通所の施設に通っているお子さんのみならず、入所の施設を利用しているお子さんが入所する施設がその家庭的な環境になっている形の施設なのかということについて、存じ上げないものですから、教えていただければと思います。
児童相談課長	国の要領では新しく増えた項目になっていますが、あくまで障害入所施設での支援をどのようにしていくかという書き方をしています。とはいえ、自区にはその施設がないので違うという話にはならないと思っています。今、逆に区としての課題を計画には記載していく必要があると思っています、障害児について代替養育が必要な場合にはどれだけ家庭的な養育につなげられるかということなどが考えられます。また、障害担当の課長とは、障害児が18歳を迎えて障害者として次の施設に入所するという話になったときに、今まではどうしても児童相談所が別の管轄であったためやりとりがスムーズじゃないことで移行し

	きれない、障害児施設にとどまるような件数もありましたが、児童相談所が区に設置されたことですごくスムーズにそのやりとりが担当者同士できるようになったことを感じているという話をしました。 障害児の入所の場合にどのような施設選びをするかとか、そういった現状は、相談援助担当課長の方からお願いできますか。
相談援助担当課長	障害児の支援につきましては、港区に児童相談所ができたということもありますが、障害児の福祉につきましては歴史的経過があるため、様々なかたちで行政機関がかかわるようにここ数年なってきました。例えば、港区内にはいわゆる発達障害児を支援している施設があり、まずは乳幼児からの支援については一義的に担っていただいております。ただ、発達障害のお子さんが増えているといいましょうか、保護者の方もその養育に苦慮されているケースが少なくありません。そのなかで、残念ながら虐待事案が発生することもあります。乳幼児期からの障害児支援をどのようにしていくのか、児童相談所として取り組む一方、他の課長も含めてどういう形で障害児の家庭を支えていくのか模索しながらここ3年、4年やっているといるという前提がございます。家庭での養育が難しいため障害施設に入所する事案も、毎年のようにあります。これにつきましては、この障害のセクションとも連携をするかたちで、実際に何ケースも入所に至っております。ただ、港区内には障害者入所施設がございませんので、広域的に探すという点での苦労はございますし、入所中のお子さんへの支援をどうしていくかという点でも、遠隔地になる施設が結構ありますので、担当の児童福祉司や心理司がそちらの施設に出向いて、色々な障害をお持ちのお子さんお声を聞く際に様々な課題がございます。施設と入所を決断された保護者の連携については、おかげさまで私共はそれなりの人員体制の中で行なっておりますので、そういった意味で障害児施設での入所の状況についての把握は、それなりに何とかできていると思っております。 そして、年齢が18歳に達すると成人へのバトンタッチということになります。つい最近もありましたが、大人の障害のセクションと連携をして、引き継ぎを今の17歳の段階でやっております。ただ、全体の説明になるかどうか分らず、私なりの感想ですが、後付の障害をお持ちのお子さんに関しては、軽度となりますと障害児施設ではなかなか受け入れができない、ということで養護施設などに代替機関を求めるしかなくなってきて、今度は養護施設でもなかなか難しいというような苦労がございます、これはどの児相も苦労している点かと思っておりますが、その辺が港区に限らず障害児福祉の課題だと考えております。以上です。
部会長	周辺に繋がっていく課題のところを教えていただき、感謝です。発達障害をもつお子さんがなかなか適切な支援に繋がらないとか、自立支援が十分に整わないといった課題を他の自治体でも聞くことがあります。社会的養護のもとにいるお子さんが障害の要素を持っている場合、その状況には当然幅があり、また複合的な家庭状況をもっていたりしますので、障害の分野として切り分けず、お子さんに必要なサービスへと確実に繋がれるように進めていかななくてはならないなと思ひながらお聞きしました。 このあたりでご意見、ご質問等いかがでしょうか。
B委員	港区内に大きなお子さんを受け入れる施設がないという部分で、自立支援の難しさや課題があると感じていたりもします。おっしゃられたように、障害児入所施設だけではなく都内心理治療施設ありません。周辺の児童養護施設や自立支援施設に入っていた子たちが措置解除後に戻ってくる先として港区さんがどう受け入れていくのかということと、自立支援をこれから10年20年どうやっていくかということにすごく難しさがあると感じております。 私たちフォスティング機関でも里親家庭で生活していたお子さんの自立支援・措置解除後の支援をやっておりまして、毎月今ブッキングをしながら、子ども

	の様子を聞いたりもします。ノウハウがその地域でどう使えるか共有するなかで、横で連携をしないとわからないこともあります。現在ではフォスタリング機関が児童相談所内にあるのでお聞きしながらの繋いでおりますが、数が増えてきたときや、区外で生活している子どもたちの支援となると、どのセクション分が継続してやっていくのかと思いながら考えております。特に手帳を持たないお子さんたちの受け入れで、戻ってくる先でそれ以降どんなふうサポートするのか、また就労や進学の中でも悩みや課題を持つお子さんもおりますし、家庭に戻った後も家庭との関係調整というところもあるので、その部分はまたいろいろ教えていただきたいと考えております。また、里親支援センターと子ども家庭センターの方の連携を含めて、今後この5年の中で検討が必要だと思っておりますので、また聞かせていただければと感じております。
部会長	そのほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。
C委員	家庭支援の文脈でショートステイとかトワイライトステイがどのような利用状況になっているのか、特に障害をお持ちのお子さんのショートステイなどがどうなっているのか、掴んでいるところがあれば教えていただきたいと思いました。
児童相談課長	障害のほうのショートステイは所管の課長がおりませんので、後程調べてお返しするという形でよろしいでしょうか。
C委員	はい大丈夫です。
児童相談課長	では、ショートステイとトワイライトについては、子ども家庭支援センターからお答えします。
子ども家庭支援センター所長	子ども家庭支援センター所長です。ショートステイというと乳幼児を対象とし、済生会と麻布乳児院と連絡を図っていて、ニーズが高いため場合によってはお断りをするようなケースも生じている状況です。なるべく利用される方が利用しやすいように、どのように実施をしていくのかを検討していくところでございます。
C委員	ありがとうございます。固定値をあらかじめ前の段階で策定する際にショートステイやトワイライトがとても重要だと思っているので質問させていただきました。
A委員	質問してもいいですか。 昨年度、今年度における港区での実施ショートステイの実績ですが、家庭数で言いますと62家庭になりまして、利用実績としては107回のご利用がございました。港区の利用、1家庭の平均の利用回数は3.3回というところで、大きな理由としまして、レスパイトが7割と非常に多くなっております。そのほかの特徴としては、仕事出張などでのお預かりが挙げられます。今、品川区もやっていますが、ほぼレスパイトの方がより利用が多いということで、区によって利用の理由が変わってきていると思われます。
D委員	状況に沿って区として対応されていることがいろいろと伝わってきました。 私からまた意見を少し申し述べたいと思います。先ほど障害分野からの自立支援の関係を取り出させていただきましたが、今般、社会的養護経験者などの自立に向けた取組の強化が柱として出てきています。ただ、児童養護施設、学齢期以降の入所の施設が区内にはないということで、入所中のお子さんの入所先への訪問などを行っていることも含めて港区は他自治体との連携が重要である自治体だと強く感じました。社会的養護自立支援の事業に関しては、これまで公

的支援に繋がっていなかった人も事業の対象になるという状況があります。今まで、社会的養護に繋がったお子さんはまだよかったと言われる状況、地域に潜在的に存在していた支援ニーズが実はあったことの証しでもあります。そういう支援状態を抱える方たちを支援するにはニーズキャッチが必要であります。区としてできることをより開発され、民間団体などとも連携し、支援にアクセスできていなかった人たちに対して、社会的支援に繋がっていける手法を工夫して作っていかなくてはならないと思います。

一方で、他の自治体の社会的養護の施設などにおいてインケアを体験したお子さんが地域に戻ってくるという意味では、港区内に家庭復帰することもあると思います。また、施設を自立のために巣立った人も港区に戻ってくる場合があると思います。区内乳児院から港区内の家庭に戻る場合もあるわけで、その、地域に戻った後の支援の強化も、今回の大きな課題だと思います。

家庭状況の重篤化を防ぐという意味での予防的支援も大事だと考えます。児童相談所の一時保護から庭に戻るケースも当然多くあるわけですから、そのあとの家庭への支援を、関係機関をどう連携しながら強化していけるかも、サポートプランの取組みの発想のところに關係してくると思います。そのあたり、様々な確かな取組が求められていると考えますため、区としての現状と今後に向けてのお考えを教えていただければと思います。

児童相談課
長

ご質問の中には、年齢が18歳超えてからの自立と、他には乳児院とかも含めての家庭復帰後、在宅における支援というところの2つのポイントがあると受けとめました。

18歳以降の部分は区外の施設で行っていて、実情として毎年2、3名ということで、区に戻ってくる人数は1名程度です。その先、自立する場所でどのような資源があるかを、出身の児童養護施設などと一緒に情報集めながら情報を提供することが課題だと思っています。数がそれなりにあれば、最初のお話が出た拠点事業も設けながら、居場所とか情報提供する場所に迎え入れることができるのですが、区のこういった実情に合わせた支援として、1人ひとりに合わせたものをするためにはどうしたらいいのかが課題で開設以降ずっと考えているところです。そのほか、契約で自立援助ホームに入って、退所したお子さんや在宅で支援している福祉指導や継続指導を解除されたお子さんも含めていくと10人前後いると想定されます。子ども家庭支援センターで支援していて過去に関わっていた件数も含めると、もうちょっといると思います。どんな支援が広がってできるのか想像しながら計画していかなければならないと課題認識しているところです。

乳児院から戻ってきたり、途中での解除になったり、一時保護解除になる場合もそうですが、家庭復帰の部分については確かにご指摘の通りで、一時保護だけ取っても70%がもう家庭復帰になりますから、パーマネンシー保障が大事なポイントになると思っています。計画でも、代替養育必要とする家庭の支援のなかでケースマネジメントを広く捉えてどうするかというところは、児童相談所としてしっかり議論したことはないと思います。いただいた質問はヒントとして、ありがたく受けとめたところです。

部会長

私自身も考えさせられている課題ですので、いろいろなアイディアを必ずしもまだ持っているわけではないですが、今まで自治体を超えて子ども家庭福祉全体が取り残してきた課題の部分だと思いますので、関係の方々のご経験をふまえ、実直な検討を積んでいただければありがたいと思います。

一方、今、盛んに子どもの居場所づくり支援をこども家庭庁がすすめています。多くの関係者が多様な形でまさに居場所作り、居場所の活用を始めています。そんな中、支援者が支援者と言わず、また、「支援」と全面に打ち出さないうで活動を展開しているところもあります。来る若者と一緒にゲームして遊んだり、自然に過ごすなかで、しかし本当にサポートが必要な人をキャッチしたときには確実な支援にそとつなぐなどの手法で、必要部分はしっかりと手を

さしのべ、関係性を切らないようにしながら頑張られている民間団体もあつたりします。ムーブメントのようでもあるなと感じながら見ております。そうしたなかで要支援状態のニーズが上がってきた子どもや若者に対して支援メニューが用意できているということもまた行政には求められると思いますので、引き続き、今後に向けてご検討いただければありがたいと思います。

それから、ひらがなで「こども」と書き、年齢の上限を突破する時代になりました。でも、そこから外れると思われるのが、社会的養護を経験して親になった人の生きづらさの部分です。保健師さんが一生懸命関わっているケース検討をお願いしますと私自身依頼されることがあるのです。関係者は支援の難しさを感じているようです。親になった方の様々な体験が影響をもたらし、親子の支援の領域に入っているのですが、イコール社会的養護の課題と言いたくなるような重なりもあつたりします。意識していただけるとよいです。やはりこの部分も、関係者が連携を強めてくださっている流れのなかで、ぜひとも皆様の専門の力をより発揮していただけたらと考えています。

代替保育の供給量の計算という難しい課題も、取組課題に入っていると思いますので、この辺りでB委員からご意見を頂戴できますでしょうか。

B委員

国のほうも稼働率という言葉を使うようになっていて、港区はそれぞれの子どもに対して必要とする里親家庭数がまだまだ少ない部分もあります。その地域にあった里親家庭の開拓と同時に、その地域で生活されている里親さんが受託をしたいお子さんに対する思いがあり、その差はやはり生じてきますので、近隣自治体とどう連携していくかなど、必要なタイミングで早期に委託につなげられるかというところの仕組みづくり、また、地域で子育てをされている方々が疲れたときにその里親家庭やショートステイが柔軟に受け入れをしてもらって、また戻ってくるやりとりの中でその大変さ危機を乗り越えられるというところで、長期間、施設や里親家庭がお預かりしなくてもいいような形づくりが今後出てくるとより良いと思います。

身近だからこそ、都内は特に、里親さんと実親さんとの連携や顔を見てのやり取りはほとんどありません。ただ、ファミサポ（ファミリーサポート）は結構連携があつてお家まで連れて行き、そのご家庭が何とか支えてもらってその時期を乗り越えるという経験がありますので、ファミサポさんの開拓とか活用を地域支援でどう繋げていくかという思いがあると感じているところです。

部会長

代替養育の数字だけではなく、安定的な養育環境をどう包括的に構築するかという点が、皆様方すべてが関係するところだと思います。計画策定の過程のみならず今後も折々に議論を深めていく必要があると思いました。さて、乳児院も今、果たす機能の面で変容を求められている側面がある時代と感じています。ただ現場としては検討することが大変でもあると思うのです。小規模化、かつ地域分散化、高機能化という点を考えたときも、分散化はなかなか難しいという特性が乳児院にはあろうと思います。よって、施設機能のところで、何かお考えがありましたらうかがいたいのですけれども、いかがでしょうか。

児童相談課長

2次の方は小規模化ということが進んでいますけれども、東京都の医療的ケアの乳児院に入ってくるお子さんは、全国から比較するとかなり多くの受け入れをしていることが現状です。済生会のグループでみても東京が群を抜いています。その辺の医療的ケアの数が増えているというのも現実でありますし、重症化している子もいるので、なかなか乳児院で発作が急に急性期のお子さんは受け入れが難しいという部分もありまして、現状は日赤（日本赤十字社）にかなり多くを受けていただいています。頭の怪我が増えていますので、虐待が多いというところも一応あるのですが、受け入れ先がなくなっているという理由もあります。また、里親さんの委託を増やすということは国の方で推薦しておりますけれども、過去3年ぐらいを見ますと、里親の件数が年間で5件から6件

であるということで、東京都の全国から見ると、里親委託率はまだ少ない方がありますし、実際に里親に出す際には親御さんの承諾が必要になってくるため、ほとんどの乳児院に入ってくるお子さんは保護者の方が家庭復帰を望まれることがほとんどです。そのため、家庭の再構築から入ることが始まりになります。

年収的にはその復帰が難しいご家庭もあるので、次の代替プランとして並行して進めていかないと、なかなか里親に行くタイミングを逃してしまうということもあります。児相など関係者会議を開いて、お子さんの安全をやっぱり考えた上で進めていくということが、今回こういう計画の中に入っています。

ショートステイについても、今乳児院の場合は0歳児から、港区は1歳未満の子をお預かりしておりますが、特定のご家庭がどうしても申し込みが多くなってしまっているので、本来のこのショートステイを預かるという意味合いでは難しくなっています。港区さんでご提案をいただいているところでは、既往症がある心臓疾患やある程度病気を持っているお子さんである上、主治医から大丈夫だと言われている前提でお話されていますが、施設として預かるなかで安全性が難しい部分もあるので、多機能化が可能であるならば、地域の方に貢献できると思っています。申し訳ないですが、単純には解決することではないため、相談しながら間口を広げていきたいと思っています。

部会長

乳児院のこれからの機能につきましてはB委員も関わりながら考えていらっしゃるかと思いますので、いずれお聞きできればと思います。

入所型の社会的養護施設では例えばショートステイや緊急一時保護の受託も行っており、入所児童のケア・養育、家族支援のみならず、地域支援も連動させていくことを模索する段階かと思います。区内の社会的養護の資源である乳児院とも対話も続けていただき、計画に反映していただけるとよいです。

私としましては資料2について意見を最後に述べ、次の議題に移ってまいりたいと思います。資料2の4ページにある項番4の(3)のところで「社会的養護の下で」と、「下」の漢字が使われています。が、これはひらがなが適していると思いました。「下」と書く場合、私どもは「もと」と読まず、「した」と読みがちです。「下」と表現しますと、どうしても制度が上のようなニュアンスが出てしまい、多分今日ご参加の皆様のお気持ちとも少しずれると思いますので、調整していただければと思います。また、計画全体の書きぶりにつきましては、港区のオリジナリティを出すことでその実際を見せていただくことでよいのではと思いました。それではこの部分はこのぐらいでよろしいでしょうか。では、報告事項(1)港区社会的養育推進計画策定方針及び計画についての部分は終わらせていただきます。

次の議題に移りたいと思います。

それでは報告事項(2)当事者等からの意見聴取についてお願いいたします。

児童相談課長

前段のところで、例えば現状や課題を裏付けるものや、これからの取組で必要なもののヒントとなるということで、当事者、子ども等の意見を掲載していく予定にしていることをご説明しました。

当事者等の意見の聴取の仕方や内容について少しまとめているものがありますので、ここではそれをご紹介しますと思います。資料5になります。

今年度、港区は児童相談所の第三者評価を実施する予定にしております。

アンケート調査の実施については、まさに今週末から始まりまして、9月に向けて行う予定になっております。先ほどの議論の中でも出てきていましたが、特別区は施設を東京都全体で活用しているという実情があります。その背景のなかで、各児童相談所東京都も含めて、設置区が策定するという事になって、当事者の意見聴取ということをそれぞれ考えて行っています。例えば、たくさん所管している施設がある場合のやり方として、自区が所管している施設のお子さんに意見を聞きたいということについて、考えている部分もあると聞いています。

港区のお子さんでもその区の施設に入っていれば、その区からの調査も受けなければいけないというような事情があるため、1人の港区の子どもがいくつもの調査を受けなければならない状況になってしまうことが考えられます。私たちとしては、第三者評価のアンケートは子どもにとってこのケースマネジメント、ケースワークが、きちんと意向に沿ったものとして尊重しながら一人一人に合ったものが行われているかということの評価するものでありますので、活用しようと考えております。資料5にカテゴリーを分けているので簡単にご紹介しますが、最初の部分で子どもに対して行うものというのは、(1)、(2)、(3)がございまして、(1)、(2)が今お話した、第三者評価で実施するアンケートを活用していこうと思っています。

施設や里親の措置中のお子さんの他に、児童相談所の職員が関わっている福祉指導とか継続指導のお子さんも含まれますので、そこについてのアンケートです。内容は記載の通りですが、あともう1つ、一時保護所の保護中の子どもたちというところがあります。一時保護所も第三者評価実施しておりまして、年度ずらしているのでもちょうど昨年度実施しておりますので、その部分の調査結果を、活用したいと考えております。一時保護のお子さんに対して今年は調査していませんが、このアンケート調査が選択式のものなので、自由な意見というのはなかなか聞けないというところを補完する意味で、実際保護中のお子さんへ聞き取りすることも考えております。このおさんは、保護所の中では保護児童になりますが、区が関わっているおさんになりますので、聞く内容は少し広く聞いても良いと思っています。実際の個別のヒアリングなど毎月やっている子ども会議の中で、自由に子ども同士で話しながらの意見をキャッチするやり方ができると考えています。具体的にこのやり方はまだ定まり切れていないですが、今月実施したいと思っています。

あとは大人向けのアンケートになりますが、施設の方や里親さんについても、第三者評価のアンケートが実施されますので、活用したいと考えております。次のページになりますが、区内の児童福祉施設として乳児院は2つだけです。各施設で課題になっているようなところを伺いながら、区としてどのように計画の記載をしていくかヒントにしていくところです。これは主な書き手が子ども政策課になるかと思いますが、計画を策定記載していくなかでの聞き取り調査というかたちをとっていると思っています。

区として里親や家庭にどのような支援をしていくかは、先ほどB委員からも課題をいただいておりますが、そこをしっかりと聞けることになるかと思っていますので、3つほど用意しております。

1つは養育里親さん向けで、実際に子どもを養育している6家庭を対象にしたアンケート調査をしたいと思っています。内容としては、里親登録時について、区の里親登録になったことについての意見や、子どもを受託している間に地域の中での養育家庭の子育て支援についてどう感じていたか、ということをお自由に聞きたいと考えています。同様に、特別養子縁組里親についても、区に登録している特別養子縁組の中で縁組が成立した家庭に聞き取りをしたいと思っています。登録時のことを含めて、子育てしている中で子育て支援そのものについて、感じていることを少し幅広く聞けると良いと思っています。

最後に、港区里親委託推進委員会の委員の方、これこそまさに地域の声を拾えるところだと思っています。主任児童委員や、専門の方、養育里親さん当事者の方も参加していただいている会になります。

こちらについてはこれから調査を実施するというのではなく、これまで開催された推進委員会の中でも、特に主任児童委員は各地域の課題や特徴を捉えながら分析してくださるほか、区の中で里親さんを養育するためには里親制度を港区の人たちがみんな知っているというのがまずは大事であるとか、ご意見を例として挙げてくださっていますので、これまでの意見交換の中での意見を活用しながら、この計画の中で、記載していきたいと考えているところです。

その他、計画を策定するにあたっては東京都全域で幅広い意味でのヒアリング

	やアンケートの調査を実施する予定と聞いております。これについても設置区と実施する調査と情報共有するということでお話しているところです。区が実施する中で拾いきれなかった部分とか、数が少なすぎて状況がわからないような部分については、ここも活用できればという内容に考えているところです。説明は以上になります。
部会長	それでは、委員の皆様からご質問それから意見をお願いできればと思います。いかがでしょうか。
C委員	児童相談所職員へ相談中の子どものなかに在宅のお子さんが含まれているところや、様々なことを組み合わせながらお聞きしているというところが良いと思いました。 その上でいくつか意見を伝えさせていただきたいと思います。1つ目は、お子さんから声を聞いていく際に誰が聞くのかが重要だと思います。利害関係のない者が聞くということで、職員さんが聞いてくださっているのだと思います。 (3)の保護中の子どもについて11件の聞き取りというのがありましたが、こちらはどなたがヒアリングをされるのか少し気になりました。 また、聞き取りをするときに、子どもが安心して話をできる環境整備をしていくことが重要だと思っています。そうしたことも踏まえて、子どもたちがどういふ数字を投げかけるのかシミュレーションをするなどして、ヒアリングの機会というのを準備していくということがとても重要だと思っています。 2つ目は、政府ラーニングとか、緊急時の対応みたいなことがどれぐらい検討されているかということです。お子さんから声を聞くということは意図せずに調査対象のお子さんを傷つけてしまうほか、声を聞くなかで子どもの権利侵害事案、不適切な養育、子ども同士の暴力とかトラブルを聴取者が察知する可能性があります。事前に、聞き取りの過程、あるいはアンケートの中で、すぐに対応しなければならないときのフローを想定していくこともヒアリングにおいては重要だと思っています。 3つ目は、フィードバック方法です。協力してくれた子どもたちにどのような方法で今後の発達、年齢の段階に合わせたフィードバックをしていくかということが大事な点だと思っています。安心して話せる場づくりやファシリテーション、さらにセーフガーディングや緊急時の対応など、少しご説明いただけたところがあればお伺いしたいと思いました。加えて、都も区もこの計画を策定するという点で聞かれる側にも負担がすごくかかっているところで、過去のを援用しながら、とご説明いただきましたが、目的が違うものをご協力いただくときには、目的は異なるものが援用するわけですね。そのことを、どういふふうに倫理的によし、とするのか、改めて協力してくれた人に社会養育推進計画にも反映させて良いか依頼するのは少し難しいと思いますが、目的が重なる部分もありつつも、違うものについては過去のを援用するときはどういふ配慮が必要だとお考えか伺いたいと思います。以上です。
児童相談課長	調査のやりとりの中での方法として、1つ目、3つ目までのお話は、どちらかというと実際に子どもから話を聞くというところなので、一時保護中の子どもの部分についての対応方法だと受けとめております。 たしかに、私たちの中で第三者性を担保して子どもにフェアな感じでお話を聞くためには、保護所の職員ではない人と考えていましたが、プロの人に来てもらうよりはそれ以外に計画策定に携わっている事務職の職員が少し入口としては聞けるといいかと思っています。ただ、それだけだと子どものフォローは難しく、横堀部会長にも事前にお話を伺っていた中で、何でも話せる子と話しにくい子どもにとってはそのフォローも必要だという話があります。できれば保護所の職員でも係長級などの職員に同席してもらって聞けるような形ができればというシミュレーション何度か頭でしていました。 また、緊急時の対応も必要ということにおいては、余計にその保護所の職員が

隣でいて見守ることが大事だと思っています。保護所の職員は、日常の中で子どもの突発的な発言のなかで被措置児童虐待の疑いのある発言かもしれないというキャッチを日頃からしているので、聞き取った場合にはすぐに今回の調査とは話を切り離して、区の普段の対応フローに沿ってやっていくことになると思っています。

3つ目のフィードバック方法も、子どもから聞き取るときには、何のためにお話を聞かせてもらうのかということとを当然話さなければいけないですし、そのあと最終的に計画ができたときなど、結果を返していくのかは確かに今課題です。実際のシナリオまでは詰め切れてないのですが、今まさにご指摘いただいた通り、そこは大事だと思うので、緻密に計画して作っていきたいと思っています。ありがとうございます。

最後に、例えば第三者評価の結果、過去に作ったものを準用しながら、この計画に載せていくというところについては、最初にいろいろと議論して第三者評価を受託する事業者ともこの使い方について色々とやりとりをしたところで、第三者評価を実施した際の最終的な結果は、そもそも契約の中で区に帰属する情報であるということといただいているので、区の一時保護所や児童相談所の運営の課題として捉えています。

この計画の中でも児童相談所のあらゆる部分での取組の課題として捉えて、量的なものとして載せるものなので、出し方としては「このように答えた人が何%いた」という出し方になっていくと思っております。そういったかたちで過去に行ってもらった児相の課題として活用していくイメージをしております。

C 委員

1つ目のところで事務職の方が聞き取りに入ってくださるということで、子どもたちからどのような話を聞くかという点で普段慣れてらっしゃる方なら良いと思いましたが、どのように聞いていくかという点については専門性が要ります。緊急時の対応として、子どもの生活を見ている者がヒアリングの場と一緒に入るという方法もあると思いますけれども、逆に言うと居るから話しにくいことも起こり得ると思います。特に、一時保護所のことについてご意見を伺うとき、もし子どもが特定の人に対して言いにくくなるのだとすると、1回その離れた人が話を聞いて、もし何か兆候を掴んだときにどう対応するのかということとを事前に準備をしていくということも評価できると思いました。

一方で、乳幼児のヒアリングをしたときには、普段関わりのある人がいた方が安心して話せることも、私たち別の区では母子生活支援施設でヒアリングをさせていただいたときに、やはりお母さんと一緒にいて欲しいというお声や、一時保護所の面談で職員に付いていて欲しいというお子さんの声がありました。お子さんの年齢や状況によって話しやすい条件が変わってくるのではないかと思います。

それからフィードバックについてです。2つの点でフィードバックすることが大事だと思っています。1点目はヒアリングしたものを反映することです。素材としてどう受けとめたかということの時点で1回目です。そして、最終的な計画がどうなったのかを子ども向けにわかりやすく言うために2回必要だと思っています。例えば、私が関わったヒアリングで言うと、月曜日に今週何曜日にヒアリングをやるのかを子どもたちにお声掛けをして、協力してくれる子を募集かけて、週の中頃である水曜日に、午前中は集団的で、午後個別でヒアリングします。みんなの前の中では話しにくいですが、個人的に話し合うことがあるお子さんをタイムテーブルに組み込んで、ご希望のお子さん1人ひとりに聞くと、お話しされたことをテキスト化し、金曜日にまとめて文章として残すということになりました。声として反映して良いか最終的に聞き取った内容を整理して子どもたちにお返しをすると、お子さんが赤入れをして上げてくれることがあります。なるべく反映していくと、お子さんが自分の中で思ったことと聴取者が受け取ったこと、聴取者がテキストに記述したこと、そして報告したこと、かなりタイミングのずれが生じてしまいます。そのずれをなるべく小

	さくしていくために、ヒアリングの後の短いスパンでのフィードバックができそうだと思います。ただ、聞き取りをすることが子どもたちにとって負担になったり、ディスエンパワーメントになったりしてはいけないと思います。自分の声を次に繋げていくことが、子どもたちのエンパワーメントに繋がっていくと思いますので、計画のためにというよりは、協力してくれた子どもたちがやっぱり言ってよかったとか、自分たちのことを考えて計画を練ってくださっているということが感じられる制度になっていくと良いと思いました。
D委員	それでは私の方からも、何点か意見をお伝えしたいと思います。 私は立場としては児童福祉審議会の部会に参加させていただく中で、数か月に一度、一時保護所で生活しているお子さんたちの記録を読ませていただいています。そこから受けとめた諸状況や気になること、今後に向けて部会で関係者がともに考えておきたいことなどを意見交換しています。今回実施予定の調査体験は、実務者にとってもよい体験になるだろうと私は思います。丁寧に企画され、配慮を尽くして実施していただきたいと思います。 こうした調査も、子どもたちにとって、この機会があってよかったと思える体験になっていくことが何よりも大事だと思います。大人のために保護児童がいるわけではないですし、子どもたちのいろいろな声を私たち大人の用途があって使うというだけでは、子どもは消費される側になってしまいます。調査ではありますが、子どもと関わる限り支援過程と位置づける必要があると考えます。もし私が調査する側だったらとても考えさせられるだろうと想像しますと、きっと関係する皆様にも気づきをもたらす経験になるのではないかと思います。さて、この中に権利ノートと言葉が出てきますが、そもそものその権利擁護は権利ノートの取組と繋がっておりますので、これからどう活かして総合的に取り組むかを考える機会にさせていただきたいというのが2点目の意見です。 また、公的な文書は全て「意見聴取」という言葉で最近では整ってきている時代ですけれども、私はこの聴取という言葉がどうしても気になるのです。これまで他自治体において私が関わった発言記録を残す際もそうなのですが、資料に書かれる「聴取」ではなく、すべて「聴き取り」とさせてもらいたい旨をお願いし、自分に関係する部分は意識的に直したりしています。 一般に、私の経験では、大人に聞いても子どもに聞いても「聴取」という言葉は、警察の尋問の「聴取」をイメージさせ、そのイメージをもったまま多くの人に響いてしまうと感じています。なので、子どもの耳に入ったり子どもの目に触れたりするものについては、表現をやわらかく調整していただくことが福祉の分野では必要ではないでしょうか。公的文書で必要部分はまだよいとしても、運用レベルでは留意が必要と思うわけです。そういうことがおそらく制度や実践に携わる大人の姿勢として子どもには伝わると思いますので、お願いしたいところです。そして、私もこうした取組から引き続き学ばせていただきたいと思います。
部会長	お預かりいたしました議題は以上ですが、皆様言い残したことはありませんでしょうか。では、このあたりで議題の審議を終わりにさせていただきまして、事務局へお返ししたいと思います。
事務局	皆様ご意見ありがとうございました。本日以降、追加でご質問やご意見ございましたら8月19日（月）までに事務局のほうまでお知らせください。また本日の議事録につきましては、内容をご確認いただくため後日各委員に送付させていただきますので、確認をお願いします。事務局からは以上となります。
部会長	それではこれにて令和6年度第1回社会的養育推進計画策定部会を終了します。皆様大変お疲れ様でした。次回もどうぞよろしくお願いいたします。